

(様式4)

竹富町公告第 19 号

竹富農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、当該農業振興地域整備計画の変更案を次のとおり一般の縦覧に供する。

竹富町の住民は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の変更案について、竹富町に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者及びその土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは縦覧期間満了の日の翌日から令和8年7月17日までに竹富町にこれを申し出ることができる。

令和 8年 6月 2日

竹富町長 前泊 正人 印



1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自 令和 8年 6月 2日

至 令和 8年 7月 2日

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

竹富町役場農林水産課 (石垣市美崎町11番地1)

3 意見書の提出方法等

意見書は日本語に限り、窓口、郵送、又はインターネットによる提出とする。

意見書には個人の場合にあっては住所、氏名を、法人にあっては法人名、代表者名及び事務所の所在を記載すること。なお、農業振興地域整備計画変更案以外に対しては、意見書を提出できない。

4 意見書の処理等

意見書に対する個別の回答は行わず、農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告する。なお、意見書の内容を公表する場合があるが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある場合等は、公表の際に当該箇所を伏せることがある。

5 異議申出の方法等

異議の申出は、は日本語に限り、窓口による提出とする。

個人の場合にあっては住所、氏名を、法人にあっては法人名、代表者名及び事務所の所在を記載すること。なお、農業振興地域整備計画変更案以外に対しては、異議を申し出ることができない。